

奈良県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		9.0E-3	3.2E-1	1.5E+1	15.0
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	7.0E+0	2.0E+1	1.3E+1	60.1
117	テブコナゾール				1.8E+0	1.8
139	トラロメトリン			3.2E+0	1.2E+0	4.4
140	フェンプロパトリン			2.4E+0		2.4
153	テトラメトリン	1.8E+2	8.6E+0	1.9E+2	6.0E-2	385.0
181	ジクロロベンゼン	4.0E+2	1.9E+2			596.9
225	トリクロルホン		6.9E+0			6.9
251	フェニトロチオン		1.4E+2	2.9E+0		138.4
252	フェンチオン	4.5E+0	5.4E+1	4.5E+0		63.3
256	デカン酸				1.5E+0	1.5
350	ペルメトリン	4.0E+1	4.0E+1	2.7E+1	3.4E+1	140.9
405	ほう素化合物		1.1E-1	4.6E+1	1.2E+0	47.6
427	カルバリル			1.5E+2		152.7
428	フェノプカルブ			1.6E+1	8.7E+1	102.8
457	ジクロールボス	7.8E+1	6.1E+2			688.9
合 計		7.3E+2	1.1E+3	4.7E+2	1.5E+2	2408.7

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等